

福島県観光特典クーポン使用者規約

(総則)

第1条 本規約は、福島県が発行する「福島県観光特典クーポン」について規定するもので、使用者（以下に定義します。）が福島県観光特典クーポンを使用する場合には、本規約が適用されます。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「福島県観光特典クーポン」とは、対象地域の加盟店にて、取得日から8日間に限って福島県観光特典クーポン取引が出来る福島県発行の電子商品券をいいます。
- (2) 「使用者」とは、福島県が規定した本規約を承諾のうえ、福島県観光特典クーポンを加盟店で使用する者をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、「福島県観光特典クーポン加盟店規約」を承諾のうえ所定の申込方法にて福島県に申し込み、福島県が承認した個人、法人および団体をいいます。
- (4) 「福島県観光特典クーポン取引」とは、使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部を福島県観光特典クーポンで取引することをいいます。
- (5) 「バーコード」とは、福島県観光特典クーポン取引に関し、福島県が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、電子券加盟店規約に従って福島県が加盟店に発行し、加盟店における掲示その他福島県が指定する方法により加盟店が使用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店または福島県が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における福島県観光特典クーポン取引に必要な情報を記録したものをいいます。
- (6) 「消し込み」とは、使用者が福島県観光特典クーポンを加盟店で使用した際に、バーコードを読み取ること等により、福島県観光特典クーポンを使用済み登録又は金額減算することをいいます。

(使用者の負担)

第3条 福島県観光特典クーポンの使用に関わる、使用者の携帯電話（スマートフォン等）の通信料・接続料等は、使用者が負担するものとします。

(福島県観光特典クーポンの管理等)

第4条 使用者は福島県観光特典クーポンを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。

2 使用者は福島県観光特典クーポンを紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、福島県は一切の責任を負いません。

(使用者の順守事項)

第5条 使用者は福島県観光特典クーポンを第三者に譲渡(交換・転売を含む)もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。

2 使用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的で福島県観光特典クーポン取引はしないものとします。

(福島県観光特典クーポン取引)

第6条 使用者は、加盟店にて、福島県観光特典クーポンを使用して商品購入等を行なうことができます。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。

2 使用者は、自己の保有する福島県観光特典クーポンの金額から任意の決済金額を入力して、福島県観光特典クーポン取引を行うものとします。

3 使用者は、福島県観光特典クーポン取引時に、福島県観光特典クーポン利用金額を必ず確認するものとします。

4 福島県観光特典クーポン取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われません。

5 福島県観光特典クーポン取引後の返金対応はできません。

(加盟店との紛争)

第7条 使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は加盟店との間で解決するものとし、福島県はその責任を負いません。

(福島県観光特典クーポンの有効期限・使用可能期間)

第8条 福島県観光特典クーポンの有効期限は、福島県観光特典クーポンを取得した日から起算して8日間です。

2 有効期限は、スマートフォンで確認することができます。

- 3 有効期限を経過した場合、福島県観光特典クーポンの利用は一切できなくなります。
- 4 有効期限内であっても、取得した福島県観光特典クーポンの払い戻しは出来ません。

(業務委託)

第9条 福島県は、福島県観光特典クーポンの運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

(使用停止または中止)

第10条 福島県または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、福島県観光特典クーポンの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、使用者は、福島県観光特典クーポンの全部または一部を使用することができません。

- (1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
 - (2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
 - (3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
 - (4) その他やむを得ない事由が生じた場合。
- 2 前項に基づき福島県観光特典クーポンの全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害等について、福島県は一切の責任を負いません。

(使用の一時停止および中止)

第11条 福島県または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、使用者の福島県観光特典クーポン取引は出来ず、保有する福島県観光特典クーポン残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- (1) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。
- (2) 福島県観光特典クーポンを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合
- (3) 福島県観光特典クーポンの利用状況に照らし、使用者として不適格である場合。

(4) 福島県観光特典クーポン取得申込に虚偽が発覚した場合。

(反社会的勢力の排除)

第12条 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 使用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 福島県は、使用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、使用者の保有する福島県観光特典クーポン残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、福島県は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取り消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該使用者の保有する福島県観光特典クーポン残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

(福島県観光特典クーポンの終了)

第13条 福島県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、福島県観光特典クーポンを全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

(規約の変更)

第14条 本規約を変更する場合、福島県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第16条 使用者は、福島県観光特典クーポンに関して福島県との間に紛争が生じた場合、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(準拠法)

第17条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

(お問い合わせ窓口)

第18条 福島県観光特典クーポンに関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

福島県「来て。」割サポートセンター
9:30~17:30/土・日・祝日も受付
旅行者様専用：0120-234581

本規約は、2023年1月10日から適用します。

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他（消費拡大につながらないもの）	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等